

平成二十一年農林水産省令第四十一号

米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律施行規則

米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第二条第一項及び第五項、第四条第一項、第二項第三号及び第八号、第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項並びに第十七条の規定に基づき、並びに同法及び米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第七十三号）を実施するため、米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（新旧用途米穀加工品の範囲）

第一条 米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 米穀粉又はピュレー状若しくはゼリー状の加工品であつて、米穀以外の穀物の加工品に代替して用いられるもの
- 二 米穀がその原材料として用いられた飼料（特定畜産物等の範囲）

第二条 法第二条第五項の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 新旧用途米穀加工品である飼料を十日以上継続して利用することにより生産された畜産物
- 二 前号に掲げる畜産物を原材料として製造され、又は加工された食品であつて、当該食品に占めるその原材料として利用された畜産物の重量の割合が五〇パーセント以上のものうち、当該畜産物に占める前号に掲げる畜産物の重量の割合が五〇パーセント以上のもの（生産製造連携事業計画の認定の申請）

第三条 法第四条第一項の規定により生産製造連携事業計画の認定を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 当該申請をしようとする者が法人である場合には、その定款又はこれに代わる書面
- 二 当該申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し
- 三 当該申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

- 四 生産製造連携事業の用に供する施設の規模及び構造を明らかにした図面
- 五 新旧用途米穀に係る売買契約書の写し

（農業改良措置を支援するための措置）

第四条 法第四条第二項第三号の農業改良措置を支援するための措置は、農業経営に必要な施設であつて、新旧用途米穀の生産の高度化に資するものの設置とする。

（生産製造連携事業計画の記載事項）

第五条 法第四条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 生産者が行う新旧用途米穀の出荷又は販売の事業の開始予定時期及び申請時点における新旧用途米穀の年間出荷予定数量又は年間販売予定数量
- 二 生産製造連携事業に新旧用途米穀加工品である飼料の製造に関する措置が含まれる場合にあっては、製造する飼料の種類及び当該飼料の製造の開始年月日並びに当該飼料の製造に用いられる新旧用途米穀以外の原材料の種類（生産製造連携事業計画の変更の申請）

第六条 法第五条第一項の規定により生産製造連携事業計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、別記様式第二号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 当該生産製造連携事業計画に従つて行われる生産製造連携事業の実施状況を記載した書類
- 二 第三条第二項各号に掲げる書類
- 三 第三条第三号に掲げる書類

（生産製造連携事業計画の軽微な変更）

第七条 法第五条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 認定事業者の商号、名称又は氏名、住所及び法人にあつては、その代表者の氏名の変更
- 二 生産製造連携事業の実施期間の六月以内の変更
- 三 生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの

- 四 前三号に掲げるもののほか、生産製造連携事業の実施に支障を及ぼすおそれがないと農林水産大臣が認める変更

（新品種育成計画の認定の申請）

第八条 法第六条第一項の規定により新品種育成計画の認定を受けようとする者は、別記様式第三号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該申請をしようとする者が法人である場合には、その定款又はこれに代わる書面
- 二 当該申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し
- 三 当該申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

（新品種育成計画の変更の認定の申請）

第九条 法第七条第一項の規定により新品種育成計画の変更の認定を受けようとする認定育成事業者は、別記様式第四号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 当該新品種育成計画に従つて行われる新品種育成事業の実施状況を記載した書類
- 二 前条第二項各号に掲げる書類
- 三 前条第三号に掲げる書類

（新品種育成計画の軽微な変更）

第十条 法第七条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 新品種育成事業の実施期間の六月以内の変更
- 二 新品種育成事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、新品種育成事業の実施に支障をおよぼすおそれがないと農林水産大臣が認める変更

（出願料軽減申請書の様式）

第十一条 米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第五条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第五号により作成しなければならない。（登録料軽減申請書の様式）

第十二条 令第六条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第六号により作成しなければならない。（出願料軽減申請書の添付書面の省略）

第十三条 令第五条第一項又は第六条第一項の申請書（以下「出願料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面を他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において既に農林水産大臣に提出した者は、当該他の出願料軽減申請書等に添付した令第五条第一項に規定する申請に係る出願料軽減申請書等の添付書面の省略）

第十四条 農林水産大臣は、出願料軽減申請書等及びこれに添付すべき書面の提出があつた場合において、申請者が法第十二条第一項又は第二項に規定する認定育成事業者であることを確認したときは、その申請人に確認書を交付するものとする。（確認書の交付）

第十五条 法第四条第一項、同条第三項（第五条第四項において準用する場合を含む。）、第五条第一項から第三項まで及び第十六条に規定する農林水産大臣の権限で、その主たる事務所が一の地方農政局の管轄区域内のみにある生産者及び製造事業者（促進事業者が法第二条第七項第二号ハに掲げる措置を行う場合にあつては、生産者、製造事業者及び促進事業者）に関するものは当該地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附則抄

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十一年七月一日）から施行する。（施行期日）

附則（平成二二年四月二三日農林水産省令第三六号）

この省令は、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。

附則（平成二四年七月六日農林水産省令第四〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附則（平成二七年四月一六日農林水産省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年五月七日農林水産省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和二年二月二一日農林水産省令第八三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号（第3条関係）

別記様式第1号（第3条関係）
生産製造連携事業計画に添付する認定申請書
年 月 日
農林水産大臣 宛
申請者（生産者）
姓 氏
住所
代表者の氏名
職人の組合員氏名
申請者（製造事業者）
姓 氏
住所
代表者の氏名
職人の組合員氏名
申請者（流通事業者）
姓 氏
住所
代表者の氏名
職人の組合員氏名
※表の用途への利用が促進に資する当該第4条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたい旨を申請します。
備考
1 「申請者」には、生産製造連携事業を行う全ての生産者、製造事業者及び流通事業者を記載し、農業協同組合等、事業協同組合等又は流通事業協同組合等が、その組織の元には協同組合等の関係がある場合は、当該事業協同組合、事業協同組合等又は流通事業協同組合のみを「申請者」として記載すること。
2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

(別紙1)

1 事業名

2 生産製造連携事業に参加する者の概要

(1) 生産者の概要

姓 氏 住所 代表者の氏名 職人の組合員氏名

(2) 製造事業者の概要

姓 氏 住所 代表者の氏名 職人の組合員氏名

(3) 流通事業者の概要

姓 氏 住所 代表者の氏名 職人の組合員氏名

(4) 生産製造連携事業に連携する者以外の各組合、各団体の概要

名称等 住所 代表者の氏名 代表者の住所 代表者の氏名 代表者の住所 代表者の氏名

※ 申請する者は、生産製造連携事業を行うに当たって、生産者、製造事業者及び流通事業者と連携する者等について、生産製造連携事業計画を作成し、生産製造連携事業計画に添付する旨を申請する旨をいう。

3 生産製造連携事業の目標

(1) 新規生産者の生産及び新規生産加工品の製造等に関する目標

新規生産者の生産 生産量 生産額
新規生産加工品の製造 生産量 生産額
新規生産加工品の製造に使用する原材料 生産量 生産額

(2) 新規生産者の生産及び新規生産加工品の製造等に関する目標

ア 製造事業者の生産に連携に対応した新規生産者の生産に関する目標
イ 新規生産加工品の製造の高産化に関する目標
ウ 新規生産加工品を原材料とする加工品の製造の高産化又は連携の開始に関する目標
エ 生産者等との連携に関する目標

4 生産製造連携事業の内容

(1) 新規生産者の認定別取引関係の概要

認定別取引関係の概要
認定別取引関係の種類
認定別取引関係の開始時期
認定別取引関係の継続時期
認定別取引関係の終了時期
その他

(2) 製造事業者の生産に連携に対応した新規生産者の生産に関する目標

年次別の新規生産者の生産計画
年次別 生産量 生産額
2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030

※ 上記、(別紙2)として、新規生産者の生産を行う生産者と木田の連携の一覧を添付すること。

ウ 新規生産者の集出荷計画

集出荷計画
集出荷先 集出荷時期

② 集出荷数量

(単位：t)

集出荷年度	集出荷産地	集出荷数量			
		生産者	共同組合	農協	その他

(3) 新用途未加工品の製造の高度化を図るための措置
ア 具体的な措置内容

イ 年度別の新用途未加工品の製造計画

(単位：t)

年度	生産者	共同組合	農協	その他	計

(4) 新用途未加工品を原料とする加工品又は特定畜産物等の製造目録(又は生産の高度化に必要な関係)を明らかにするための措置
ア 具体的な措置内容

イ 年度別の新用途未加工品を原料とする加工品又は特定畜産物等の製造又は生産計画

(単位：t)

年度	生産者	共同組合	農協	その他	計

ウ 年度別の新用途未加工品を原料とする加工品又は特定畜産物等の製造計画

(単位：t)

年度	生産者	共同組合	農協	その他	計

(5) 農業改良措置の特例措置
(別紙3)

5 生産製造連携事業の実施期間
令和 年 月 日～令和 年 月 日

6 生産製造連携事業の用に供する施設の構築及び規模
(別紙4)

7 新用途未加工品の生産の高度化に関する事項

8 集出荷の仕度又は販売の事業の概要(生産製造連携事業に生産者が行う未熟の出荷又は取替の事例が含まれる場合)
(別紙5)

9 材料製造を行う事業等の概要(生産製造連携事業に材料の製造に関する措置が含まれる場合)
(別紙6)

10 生産製造連携事業の用に供する必要な施設の構築及びその調達方法
(別紙7)

11 その他生産製造連携事業の実施に関する重要事項
(備考)
その他、以下の事項を添付すること。

1. 詳細の申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し
2. 詳細の申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し
3. 詳細の申請をしようとする者の最近二箇年の事業報告書、貸借対照表及び利益計算書(これらの書類がない場合には、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)
4. 生産製造連携事業の用に供する施設の規模及び構造を明らかにした計画
5. 新用途未加工品に係る営業開始書の写し
6. 生産製造連携事業に改善事業者が含まれる、4の(4)の記載としない場合は、製造事業者が新用途未加工品を販売する主たる販売元の概要、当該販売元の事業者が製造目録(又は生産の高度化)に関する新用途未加工品を原料とする加工品又は特定畜産物等の概要に関する資料

(別紙2) 新用途未加工品の生産を行う生産者と未熟の出荷等の一覧

年度	生産者又は共同組合	未熟の出荷	出荷数量	計	
				生産者	共同組合

(注) 毎年の所付にに応じて変更すること。

(別紙3) 農業改良措置の特例措置

(製造事業者又は流通事業者が農業改良資金を借りる場合)

1. 支援を行う製造事業者又は流通事業者の番号、名称又は氏名
2. 支援される生産者の番号、名称又は氏名
3. 支援される生産者の生産の現状
4. 支援の概要
5. 支援による生産者の経営改善の効果
6. 農業改良資金により導入する施設等
7. 6の施設等の購入予定金額
8. 6の施設等の購入予定時期

(生産者又は流通事業者(特定畜産物等の生産を行う農業業者に限る。)が農業改良資金を借りる場合)

1. 特別を受ける生産者又は流通事業者の番号、名称又は氏名
2. 特別を受ける生産者又は流通事業者の生産の現状
3. 農業改良措置の概要
4. 生産製造連携事業と農業改良資金の関係
5. 農業改良資金により導入する施設等
6. 5の施設等の購入予定金額
7. 5の施設等の購入予定時期

(別紙4) 生産製造連携事業の用に供する施設の種別及び規模

所有者	施設の名称	規模・能力等	施設の所在地	全体事業費(単位:千円)		
				年度	年度	年度

(注1) 新たに整備する施設については、①事業費等の欄を記入するとともに、②施設の規模及び構造を明らかにした図面(新たに整備する設備の明細を記載した製造工程図を含む)を添付すること。
 (注2) 規模・能力等の単位については、該当する施設に応じた適切な単位を使用すること。(㎡/年など)

(別紙5) 生産者が行う出荷又は販売の事業の概要

- 1 事業開始予定時期
- 2 申請時点での年間の出荷又は販売予定数量

(注1) 認定生産製造連携事業計画の変更の認定を申請する場合には、当該変更の認定を受け、事業を開始する予定時期及び当該変更の申請時点の年間の出荷又は販売予定数量を記入すること。
 (注2) 2の出荷又は販売予定数量については、「数量=五米×6.91」で換算すること。

(別紙6) 材料製造を行う事業等の概要

- 1 材料を製造する事業場の名称及び所在地
- 2 認定業務を行う事業場及び材料を保管する施設の所在地
- 3 製造する材料の種類
- 4 材料の製造の開始年月日
- 5 材料の製造に用いられる製造業種以外の原材料の種類
- 6 材料を製造する施設の概要

(注) 材料とは、製造業種加工品である材料をいう。

(別紙7) 生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

年度	実施者	使途項目	調達先						合計	備考
			補助金・委託費等	政府系金融機関	民間金融機関	株式・社債等	自己資金	その他		
合計										

(注1) 認定を受けようとする生産者、製造事業者、促進事業者ごとに作成すること。
 (注2) 補助金・委託費等及び金融機関借入については、計画申請時点における予定を記載すること。
 (注3) 農業改良資金を利用する場合には、「その他」の欄に記載すること。

別記様式第2号(第6条関係)
 認定生産製造連携事業計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 宛

申請者(生産者)
 姓 名
 住所
 電話番号
 代表者の氏名
 (個人の場合は氏名)
 申請者(製造事業者)
 姓 名
 住所
 電話番号
 代表者の氏名
 (個人の場合は氏名)
 申請者(流通事業者)
 姓 名
 住所
 電話番号
 代表者の氏名
 (個人の場合は氏名)

年 月 日 目付で認定を受けた生産製造連携事業計画(「事業計画」)について、下記のとおり変更したいので、変更の前後途への利用の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 変更事項の内容
- 変更理由
- 資料を添付する書類(既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの)

(備考)
 1 「申請者」には、生産製造連携事業を行う全ての生産者、製造事業者及び流通事業者を記載し、農協等組合等、事業者組合等又は生産者農協等組合等、その構成員のうち当該連携事業に係る組合員については、当該農協等組合等、事業者組合等又は流通事業者組合等のみを「申請者」として記載すること。
 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
 3 掲載の大きさは、日本標準規格A4とする。

別記様式第3号(第8条関係)
 新品種育成計画に係る認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 宛

申請者
 姓 名
 住所
 電話番号
 代表者の氏名
 (個人の場合は氏名)

集約の利用途への利用の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、別記の様式について認定を受けたいので申請します。

(備考)
 1 「申請者」には、新品種育成事業を行うすべての者を記載すること。
 2 掲載の大きさは、日本標準規格A4とする。

(別紙1)

- 事業名
- 新品種育成事業に参加する者の概要
 - 新品種育成事業を行う者の概要

氏名(法人名称、住所、代表者名、連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス))
--
 - 新品種育成事業に参加しない生産者、経営機関等がある場合は、その概要

氏名(法人名称、住所、代表者名、連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス))	不参加の理由	①新品種育成事業におけるその役割
--	--------	------------------
- 生産者又は製造事業者の抱える課題及び要望
- 新品種育成事業の目標
- 新品種育成事業の内容
 - 新品種育成事業の概要及び実施体制

新品種育成事業の概要	
新品種育成事業の実施体制	
 - 新品種育成の年次計画(「研究項目(サブテーマ)」ごとに具体的に記載すること)

年度	実施者	研究開発の具体的な内容	実施期間
 - 新品種育成事業の拠点となる施設(主たる新品種育成事業の実施場所)の概要

所在地	施設等の名称	施設等の所在地	申請者の住所と異なる理由
- 新品種育成の計画進捗一覧

計画書の作成又は更新時期	計画書の作成又は更新内容
研究開発年度	年度(「1」の計画)
地方農業者又は生産者	年度(「2」の計画)
研究開発年度	年度(「2」の計画)
- 専門機関等の解説
- 新品種育成事業の実施期間
 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 新品種育成事業を実施するために必要な資金の調達及びその調達方法
 (別紙2)
- その他重要事項
 (備考)
 その他、新品種育成事業を説明するに当たり、必要と思われる書類を添付すること。

(別紙2)

新品種育成事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

年度	実施者	使途項目	調 達 先						合計	備考
			補助金・委託費等	政府系金融機関	民間金融機関	株式・社債	自己資金	その他		
合 計										

(注1) 補助金・委託費等及び金融機関借入については、計画申請時点における予定を記載すること。

別記様式第4号(第9条関係)

別記様式第4号(第9条関係)

認定新品種育成計画の変更に関する認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者
姓 名
氏 名
代表者(氏名)
(個人の場合は氏名)

年 月 日付で認定を受けた新品種育成計画(「事業名」)について、下記のとおり変更し、認定の更新を申請する旨を申請する旨の認定を受ける。認定を申請します。

- 記
- 変更事項の内容
 - 変更理由
 - 添付を省略する書類(既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの)

(備考) 1 「申請書」には、新品種育成事業を行うすべての者を記載すること。 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。 3 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

別記様式第5号(第11条関係)

別記様式第5号(第11条関係)

出願料納付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請人(品種登録出願者)
住所又は居所
氏名又は名称
法人の場合は代表者氏名

本種の費用途への利用の促進に関する法律(以下「法」という。)第12条第1項の規定による出願料の納付を受けるため、次のとおり申請します。

- 申請に係る品種登録
農林水産省の種別:
出願品種の名称:
- 法第12条第1項第1号に掲げる者又は同項第2号に掲げる者の別
申請人は、
法第12条第1項第1号に掲げる者
法第12条第1項第2号に掲げる者
- 認定新品種育成計画の事業名及び認定年月日
事業名:
認定年月日:
- 添付書類の目録
認定新品種育成計画に従って行われる新品種育成事業の成果に係るものであることを認する書類
品種育成品種であることを認する書類(該当する場合)
品種育成の品種登録申請書(該当する場合)又は品種育成等した品種登録出願の名称を使用者等に授与することが定められた契約、譲渡契約その他の定めのあるもの(該当する場合)

(備考) 1 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。 2 目的付書について、既に他の品種登録申請書の提出に係る申請において提出している場合には、省略することができます。

別記様式第6号(第12条関係)

別記様式第6号(第12条関係)

登録料納付申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請人(品種登録出願者)
住所又は居所
氏名又は名称
法人の場合は代表者氏名

本種の費用途への利用の促進に関する法律(以下「法」という。)第12条第2項の規定による登録料の納付を受けるため、次のとおり申請します。

- 申請に係る登録料納付の品種登録の番号:
法第12条第2項第1号に掲げる者又は同項第2号に掲げる者の別
申請人は、
法第12条第2項第1号に掲げる者
法第12条第2項第2号に掲げる者
- 認定新品種育成計画の事業名及び認定年月日
事業名:
認定年月日:
- 登録料の納付方法:
添付書類の目録
認定新品種育成計画に従って行われる新品種育成事業の成果に係るものであることを認する書類
品種育成品種であることを認する書類(該当する場合)
品種育成の品種登録申請書(該当する場合)又は品種育成等した品種登録出願の名称を使用者等に授与することが定められた契約、譲渡契約その他の定めのあるもの(該当する場合)

(備考) 1 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。 2 目的付書について、既に他の品種登録申請書の提出に係る申請において提出している場合には、省略することができます。